

障害福祉計画に関する国の計画、基本指針

○国の第5次障害者基本計画（令和5年度～令和9年度）の概要

※内閣府ホームページ掲載資料「第5次障害者基本計画 概要」より抜粋

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
○社会のあらゆる場面における障害者差別の解消
2. 安全・安心な生活環境の整備
○移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進
3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
○障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進
4. 防災、防犯等の推進
○災害発生時における障害特性に配慮した支援
5. 行政等における配慮の充実
○司法手続や選挙における合理的配慮の提供等
6. 保健・医療の推進
○精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消
7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
○意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・在宅サービス等の充実
8. 教育の振興
○インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備
9. 雇用・就業、経済的自立の支援
○総合的な就労支援
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
○障害者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備
11. 国際社会での協力・連携の推進
○文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進

○次期障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の概要

※令和5年2月27日開催 厚生労働省社会保障審議会障害者部会（第135回）

資料1「「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要（案）」より

■基本指針見直しの主な事項（抜粋）

- ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
 - ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
 - ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ③福祉施設から一般就労への移行等
- ④障害児のサービス提供体制の計画的な構築
 - ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
 - ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ⑤発達障害者等支援の一層の充実
 - ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ⑥地域における相談支援体制の充実強化
 - ・基幹相談支援センターの設置等の推進
 - ・協議会の活性化
- ⑦障害者等に対する虐待の防止
 - ・自治体における障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組
 - ・地域福祉計画等との連携や、包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設
- ⑨障害福祉サービスの質の確保
- ⑩障害福祉人材の確保・定着
 - ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
 - ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
 - ・より細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進
- ⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
 - ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
- ⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
 - ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ⑭その他：地方分権提案に対する対応
 - ・計画期間の柔軟化